平成２５年（ワ）第３８号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原　　告　　中　島　　孝　外

被　　告　　国　　外１名

原告ら準備書面（被害総論１８）

（原告らの慰謝料請求に係る要件事実の整理及び被告らの主張に対する批判）

２０１７（平成２９）年１月２０日

福島地方裁判所　第１民事部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　安　田　　純　治

外

目次

はじめに..... 4

第１　原告ら主張の各事実の不法行為の要件上の位置づけ..... 4

第２　年間２０ミリシーベルト以下の被ばくが「法益侵害」にあたらず、かつ相当因果関係が認められないとする被告らの主張..... 5

第３　放射線被ばくによる健康被害に対する恐怖から各種の被ばく回避措置を余儀なくされ「包括的生活利益としての人格権」の侵害が生じているという実態を踏まえて「法益侵害」の有無及び「相当因果関係」の有無が判断されるべきであり、放射線

被ばくの健康影響についての医学的な知見から直ちに「法益侵害」及び「相当因果関係」の存在を否定する被告らの主張は本件原発事故による被害の実態を見ていないこと 6

1　政府による避難指示等対象区域外における被害の発生には放射線被ばくによる健康被害に対する恐怖という心理的な要素が介在する特質があり、これに基づく被ばく回避措置によって包括的な生活利益の毀損が生じていること 6

⑴　低線量被ばくが強制されたこと 6

⑵　低線量被ばくの健康影響についての医学的な知見について 7

⑶　一般通常人のリスク認知の在り方から放射線被ばくによる健康被害について恐怖を強く感じることが普通の事態であること 7

⑷　被ばく回避措置を講じることが合理的なものとされていること 9

⑸　被告らの主張が被害実態を正しく見ていないものであること 10

2　各種の被ばく回避措置に伴う損害の発生と相当因果関係の存在 12

⑴　住民による自主的な除染 12

⑵　汚染対処特措法に基づく地域全体の除染 13

⑶　住民による多様な被ばく回避措置とそれに伴う生活利益の毀損 14

⑷　避難による被ばく回避に伴う損害 14

⑸　被ばく回避措置に伴う生活利益の毀損による損害について相当因果関係が認められるべきこと 15

3　因果関係の相当性の判断枠組みと考慮すべき要素 15

⑴　総論 15

⑵　因果関係の「相当性」判断の枠組み 16

⑶　因果関係の「相当性」判断において考慮されるべき諸要素 17

⑷　小括 21

第４　被告東京電力準備書面（２２）及び同（２３）に対する反論 21

１　被告東京電力準備書面（２２）に対する反論 21

⑴　被告東京電力の主張の要旨 21

⑵　被告東京電力による論点のすり替え 22

⑶　ＵＮＳＣＥＡＲの福島報告書に対しては、科学者からも批判があること 23

２　被告東京電力準備書面（２３）に対する反論 25

⑴　被告東京電力の主張の要旨 25

⑵　被告東京電力が引用する裁判例 26

⑶　被告東京電力が引用する裁判例は、本件訴訟において先例的価値を有するものではないこと 26

結び 29

はじめに

本準備書面は、直接には被告東京電力の準備書面（２２）及び同（２３）等に示された被告東京電力及び被告国の損害論に関する主張に対する批判を目的とするが、まず、原告らの損害賠償請求（慰謝料請求）に係る要件事実を整理し、これを前提として、被告東京電力及び被告国の損害論に関する主張に対する批判を述べる。

第１　原告ら主張の各事実の不法行為の要件上の位置づけ

民法７０９条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定し、一般的な不法行為の要件と効果を整理している。この規定に基づいて、不法行為の要件としては、一般に、①「加害行為」、②「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」（以下、単に「法益侵害」という。）、③「故意又は過失」、④「損害の発生」、及び⑤加害行為と損害の間の「（相当）因果関係」に整理される。

原告らは、主位的には、この民法７０９条に基づいて被告東京電力に対する慰謝料請求を行っている（予備的には、原賠法３条１項をも主張している）。被告国については、民法７０９条の特別法と位置づけられる国家賠償法１条１項に基づく損害賠償請求を行っているものである。いずれにしても、「法益侵害」、「損害の発生」及び「相当因果関係」等に関する基本的な要件の構造は上記民法７０９条の定めるものと同一である。

そこで、本書面では、主に政府による避難指示等対象区域外を念頭におき、かつ被告東京電力の７０９条責任を前提として、「法益侵害」、「損害の発生」及び「相当因果関係」の各要件に関連して、原告らが損害賠償を基礎づけるものとして主張している事実が、どの要件の充足を基礎づけるものとして主張・立証されているかについて、被告東京電力及び被告国の主張と対比して再度整理して、その位置付けを明確にするものである。

第２　年間２０ミリシーベルト以下の被ばくが「法益侵害」にあたらず、かつ相当因果関係が認められないとする被告らの主張

被告東京電力は、政府による避難指示等対象区域外の住民の被ばくを念頭に置いて、「本件事故による放射線への被ばくの状況については、福島県内のほとんどの県民の方々において年間２０ミリシーベルトを大きく下回っていると考えられること、放射線防護の観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として、低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方（ＬＮＴモデル）に従ったとしても『年間２０ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い』とされ、・・・・・１００ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されていることなどの科学的知見を踏まえれば、年間２０ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとしても、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難というべきである」（同準備書面（４）３７頁）と主張している。

被告国も、仮に原告らの主張する被侵害法益のなかに「国賠法上保護された利益に当たるものが含まれているとしても、前記のような低線量の放射線の影響等を踏まえて、中間指針等において示された・・・可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から設定された自主的避難等対象区域の考え方等に照らせば、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、相当因果関係は認められないというべきである。」（被告国の第７準備書面２０頁）としている。

以上のように、被告らは政府の避難指示等の基準とされた年間２０ミリシーベルト以下の被ばくについては、そもそも法益侵害にあたらないとし、また、精神的な損害があったとしても相当因果関係が認められないとの主張を行っている。

これらの被告の主張に対しては、原告らはこれまでも縷々反論してきたところで

はあるが、改めて、上記のような損害賠償（慰謝料）請求の要件事実との関係で、被告らの主張に対して反論を行うものである。

第３　放射線被ばくによる健康被害に対する恐怖から各種の被ばく回避措置を余儀なくされ「包括的生活利益としての人格権」の侵害が生じているという実態を踏まえて「法益侵害」の有無及び「相当因果関係」の有無が判断されるべきであり、放射線被ばくの健康影響についての医学的な知見から直ちに「法益侵害」及び「相当因果関係」の存在を否定する被告らの主張は本件原発事故による被害の実態を見ていないこと

１　政府による避難指示等対象区域外における被害の発生には放射線被ばくによる健康被害に対する恐怖という心理的な要素が介在する特質があり、これに基づく被ばく回避措置によって包括的な生活利益の毀損が生じていること

⑴　低線量被ばくが強制されたこと

政府による避難指示等対象区域においては、住民は原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づいて政府の指示によって従前居住していた地域からの避難を強制されたものであり、少なくとも、政府による避難指示等対象区域住民については、避難という放射線被ばく回避措置を取ることについて個々人の判断が介在する余地はなかった。

これに対して、政府による避難指示等対象区域外の区域においては、原災法に基づく避難が強制されることはなかったものの、住民の居住地を含む生活環境が、本件原発事故に由来する放射性物質に汚染されたことによって、避難指示の基準とされた年間２０ミリシーベルトを下回るとしてもなお、放射線被ばくによって発がん等の健康被害を受ける可能性がある状況におかれ続けている（「低線量被ばくが強制されたこと」）。

⑵　低線量被ばくの健康影響についての医学的な知見について

被告らは、低線量被ばくと発がん死の間の因果関係が、未だ科学的に証明されたとはいえないと主張する。確かに低線量被ばくによる健康影響については、未だ医学的に十分に解明が尽くされているとはいえない面があることは被告ら指摘のとおりである。しかし、他方で、放射線被ばくによる遺伝子の損傷というがん発生のメカニズムや従前の疫学調査等の結果より、１００ミリシーベルト以下の低線量の被ばく領域によっても、被ばく量に比例してがん死亡リスクが高まるとの相当程度の知見が示されており、かつ放射線防護の観点からも被ばく線量に応じてがん死亡リスクが高まるという同様の考え方が採用されており、仮に医学的な証明がいまだ不十分ではあったとしても、政府や事業者が放射線防護措置を講じなければならないとされる程度の確実性を持つことは、従前から述べてきたＩＣＲＰ等の諸見解からも明らかである。

そして、医学的な知見の進展は、１００ミリシーベルト以下の被ばくによってもがん死等の健康影響が生じうることをより強く基礎づけるに至っている（原告準備書面（被害総論１５）参照）。

⑶　一般通常人のリスク認知の在り方から放射線被ばくによる健康被害について恐怖を強く感じることが普通の事態であること

さらに、本件原発事故による被害発生の特質として、放射線被ばくを余儀なくされた人が放射線被ばくによる健康被害について恐怖を強く感じることが挙げられるのであり、こうした心理的な要素が介在して被害発生に至るメカニズムについては、人のリスク認知に関する心理学的な知見から十分に基礎づけられるものである。この点については、原告らは中谷内証人の証言や意見書によって既に明らかにしたところである（中谷内証人の証言調書及び原告準備書面（被害総論３）及び同（被害総論１２）の第４）。その要点を改めて簡潔に述べれば、専門家の行うリスク評価（頻度説確率に基づく客観的評価であり、社会的集団的な対策策定等のために行われる）と一般人のリスク認知（主とし

て自分や家族等へのリスクを回避するための主観的判断）とは、よって立つ基盤がそもそも異なるということを前提として、人の認知システムとしては、感情に基づき素早く働く「システム１」と、論理に基づき比較的遅く働く「システム２」とがあるが、進化の歴史の中で、人間は生存が脅かされるような緊急状態においてはシステム１を優先的に働かせることによって、自己と種の生存を確保してきたこと、そのため、原発事故のような緊急状態においては、人は「システム１」による認知を優先させ、むしろ論理的な思考という「システム２」は、システム１による判断を後付けするように働くことが多いこと、そして、人間が恐怖を感じる要素は多数あるが、大別して「恐ろしさ因子」と「未知性因子」とに大きく分類され、心理学的研究によれば、原発事故については、「恐ろしさ因子」に分類される要素（制御可能性、恐ろしさ、帰結の致死性、世界的惨事の可能性、リスク削減の困難性、将来世代への影響、非自発性、不平等性）も「恐ろしさ因子」に分類される要素（観察可能性、さらされていることの理解、影響の晩発性、新しさ、科学的理解）も、いずれも強くあてはまっており、他のハザードと比較しても人がより強い恐怖感を抱く要素がすべてそろっていると言える、また、システム１に基づく人の恐怖は、生存本能・種維持本能に基づくものであるから、人はシステム１に基づく判断に強く影響されるため、「健康影響が小さい」という情報が与えられ、それを論理的には理解できたとしても、恐怖感は直ちに消え失せるわけではない、というのである。この中谷内証人の証言や意見書の内容は、原発事故後に一般人が抱いた恐怖感やこれによる社会的混乱を極めて合理的かつ明快に説明できるものであって、極めて高度の妥当性と説得力を有している。それとともに、「健康影響は極めて小さい」という被告東京電力や被告国の主張が、仮に自然科学的には正しいとしても、低線量放射線被ばくを余儀なくされた被害者らが、ある人は避難することにより、またある人は外出を制限することなどにより、被ばくを回避するための措置を講じることは、人の認知システムからして、当然の心理的メカ

ニズムが存在しており、不合理とは言えないことを明らかにしたものである。たとえば、ＩＣＲＰ等の考え方に基づき、「２０ミリシーベルトの被ばくをすれば、がん死亡リスクが０．１％上昇するとされています。通常、１０００人の人がいれば、そのうち３００人の人ががんで死亡しますが、それが３０１人になるということです。これは、統計上も検出できない程度のリスク上昇です」と説明されたとして、実際に被ばくを余儀なくされている立場にある人から見れば、自分や家族がその０．１％にあたってしまう可能性があると考えれば、できるだけ被ばくを回避しようとすることは当然である。中谷内証人は、このような心理を、心理学の立場から明らかにしたのである。

これを言い換えれば、中谷内証人が述べたような心理メカニズムを正当に考慮しなければ、政府が避難等指示を行った地域の外からも、福島県や隣県から、何万人もの人が、住み慣れたふるさとを遠く離れて避難し、今なお避難を続けていることは理解できないし、福島県や近県産の農産物について、放射性物質検査により放射性物質が検出されなくても、市場や消費者から心理的に拒否されるという「風評被害」がなぜ生じるのかも理解し得ないことになる。原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が本件原発事故について発表した指針類においても、いわゆる「自主的避難」や「風評被害」については損害賠償の対象とされており、原賠法にいう「原子力損害」にあたりうることが認められているが、「健康影響は極めて小さいから法益侵害はない」という被告東京電力や被告国の主張からすれば、これらは「原子力損害」たり得ないこととなってしまう。

⑷　被ばく回避措置を講じることが合理的なものとされていること

これに加えて、政府による避難指示等対象区域外においても被ばく回避措置を講じることが求められ、現に多様な被ばく回避措置が講じられており（具体的には、政府による避難指示に基づかない「自主的避難」、生活環境の除染、外出行動制限、外出時のマスク・帽子・長袖の着用、洗濯物・布団の室外干しの制限、学校での室外活動の制限、保育園等における散歩の制限、食材につい

ての地元食材を回避するという制限、川での釣りや山登りの制限、山菜・茸等の採取の自粛等の制限、線量計での測定によるチェック等の行動の制限等）、それに伴って住民に多様な包括的生活利益の毀損が生じるという損害が発生している。

⑸　被告らの主張が被害実態を正しく見ていないものであること

被告らは、放射線被ばくの健康影響についての医学的な知見が確立してはいない、又は健康影響が仮に認められたとしてもその程度が小さいとして、そのことから直ちに「法益侵害」（ないし損害）及び「相当因果関係」の存在を否定する主張を行っている。

こうした被告らの主張は、低線量被ばくによるがん死等の健康影響への恐怖が被害発生に介在するという本件原発事故による被害の実態を見ていないものといわざるを得ない。

すなわち、本件において、原告らが「法益侵害」（ないし損害）として主張しているのは、現に生じた低線量被ばくによるがん死亡等の具体的健康影響でもなければ、将来の健康影響リスクそのものでもない。原告らが低線量被ばくによるがん死亡等の具体的健康影響の発生や将来の健康リスクの高まりなどを法益侵害ないし損害として主張しているのであれば、被告らのような「低線量被ばくによる健康リスクは極めて小さい（低線量被ばくと健康影響との因果関係を疫学上明らかにすることができない）」という主張は、相当因果関係を否定するという点で、反論としての意味がある。すなわち、原告らが低線量被ばくによるがん死亡等の具体的健康影響の発生などを法益侵害ないし損害として主張しているのであれば、低線量被ばくを余儀なくされたことと具体的健康影響の発生や将来の健康リスクの高まりなどとの間の条件関係（AなくばBなし）を証明する必要があるが、仮に被告らのいうように「低線量被ばくによる健康リスクは極めて小さい」ということが真実であれば、この主張は、条件関係を否定する主張ないし反証という点で意味があると言える。

しかし、本件において原告らが「法益侵害」として主張しているのは、低線量被ばくによるがん死亡等の具体的健康影響の発生でもなければ、将来の健康リスクの高まりでもない。たとえ低線量であっても被ばくを余儀なくされるという状況におかれた原告らが、被ばくによって将来想定されうるところの自己及び家族等への健康影響をできる限り避けるために、避難を含む被ばく回避措置をとらざるを得ず、こうした被ばく回避措置をとることによって、結果として、本件原発事故前は当然に享受できていた様々な生活上の利益を毀損されたという事実を「包括的生活利益の侵害としての人格権侵害」という法益侵害として主張しているのである。本件においては、「被ばくを余儀なくされるような状況がなければ、各人が被ばく回避措置をとる必要はなく、被ばく回避措置をとったことの結果としての各種の生活上の利益の毀損という結果は生じなかった」という意味で、本件原発事故に伴う放射性物質汚染により被ばくを余儀なくされる状況（原因）と各種の生活上の利益の毀損（結果）との間の因果関係（条件関係）が存在することは、原告らのこれまでの主張立証からしても明らかである。

そうであるならば、本件で問題にされるべきは、原因と結果との間に存在する因果関係（因果経過）の「相当性」に他ならない。本件で問題となっている相当因果関係（因果経過の相当性）は、被ばくとこれによる健康影響そのものとの間の因果経過の相当性ではない。望まずに、しかも何らの利益も伴わない追加被ばくを余儀なくされた人が、健康リスクを回避するために各種の被ばく回避措置をとり、そのために様々な生活利益の毀損が生じたという「結果」を、被告らの過失による原子力発電所からの放射性物質の放出とこれによる地域汚染という「原因行為」に帰責できるかという点が問題となっているのである。そして、因果関係の「相当性」は、社会通念を基礎とした判断であるから、仮に、自然科学的に見れば被ばくによる健康リスクが現実化する確率が大きくないとしても、一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的判

断であると言える（少なくとも不合理とは言えない）場合には、帰責が認められる（相当因果関係が認められる）という関係に立つことは明らかである。

そして、「一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的判断であると言える」か否かを判断するにあたっては、前述したように、中谷内証人が証言したところの一般人の認知システム（心理メカニズム）などの心理的・社会的要素が十分に考慮されるべきなのである。

２　各種の被ばく回避措置に伴う損害の発生と相当因果関係の存在

本件原発事故による放射線被ばくによる健康影響のリスクに対しては、年間２０ミリシーベルト以下の政府による避難指示等対象区域外の地域を含めて、住民自身の判断により、また被告国及び市町村等の自治体を含めて、多様な被ばく回避の措置が講じられ、それによって日常生活の利益が毀損されるという損害が現に生じており、そうした損害も相当因果関係の範囲にある損害として現に原賠法に基づいて賠償が実施されてきたところである。

⑴　住民による自主的な除染

年間２０ミリシーベルト以下の地域においても、放射線被ばくによる健康影響リスクを回避するために、住民自身による自主的な除染が実施されてきた。これについては、被告東京電力も、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続きにおいて、相当な除染に伴う除染費用等の損害ついては、原賠法に基づく「原子力損害」（２条２項）にあたるものとして、原賠法３条１項に基づき賠償を実施してきたところである。

よって、年間２０ミリシーベルト未満１ミリシーベルト以上の地域における放射線被ばくを余儀なくされることが、「権利又は法律上保護される利益を侵害」する違法な「法益侵害」にあたることは、被告東京電力も上記のように事実上自ら認めているのであり、本件訴訟においても当然の前提とされるべきものである。また、年間２０ミリシーベルト未満１ミリシーベルト以上の地域における放射線被ばくを回避するための措置として被害者住民らが自ら除染を

実施することに伴う経済的な負担が相当因果関係の範囲にある「原子力損害」であることも当然の前提である。

⑵　汚染対処特措法に基づく地域全体の除染

個人による自主的な除染とは別に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「汚染対処特措法」という。）が２０１１（平成２３）年８月３０日成立し、２０１２（平成２４）年１月１日より（一部を除く）施行されている。汚染対処特措法に基づいて、年間２０ミリシーベルト未満の地域においても、汚染状況を調査の上、年間１ミリシーベルト以上の地域については除染実施区域として指定され、市町村によって計画的に除染が実施されることとされた。その費用については、被告国が市町村に対して財政措置を講じて交付することとし、最終的には、除染に要した費用はその全額が、原賠法に基づく原子力損害にあたるものとして、被告東京電力に求償されるべきものとされ、現にこれまで莫大な除染費用について、被告東京電力は原賠法所定の原子力損害にあたるものとして、被告国に対して支払いを行ってきた。

汚染対処特措法に基づく除染と原賠法３条１項に基づく、被告東京電力によるその費用負担は、上記⑴の個人による除染の場合と同様に、年間２０ミリシーベルト未満の地域においても年間１ミリシーベルト以上の地域における住民の被ばくが「権利又は法律上保護される利益を侵害」する違法な「法益侵害」にあたることを当然の前提とするものである。また、年間２０ミリシーベルト未満１ミリシーベルト以上の地域における放射線被ばくを回避するために除染を実施することに伴う経済的な負担が相当因果関係の範囲にある「原子力損害」であることも当然の前提となっているものである（この点については、原告準備書面（被害総論１９）で詳述する）。

⑶　住民による多様な被ばく回避措置とそれに伴う生活利益の毀損

被ばく回避措置は、除染という方法に留まるものではない。

原告らは、いずれも、放射線による健康被害のリスクから自らと家族の健康を防護するために、外出行動制限、外出時のマスク・帽子・長袖の着用、洗濯物・布団の室外干しの制限、学校での室外活動の制限、保育園等における散歩の制限、食材についての地元食材を回避するという制限、川での釣りや山登りの制限、山菜・茸等の採取の自粛等の制限、線量計での測定によるチェック等の行動の制限等の多様な被ばく回避措置を取ることを余儀なくされ、それによって本件原発事故前には何らの制限も気遣いも必要なく享受することができた生活上の利益を毀損されるに至っている。

その生活上の利益の毀損の態様は、個々のおかれた年齢、職業などの生活状況によって規定される関係に立つものの、いずれも「包括的生活利益としての人格権」の侵害に当たるものであり、原告らが享受してきた「生存と人格形成の基盤」のうえで日常的な幸せを実現するという利益を毀損するものとして、「法益侵害」にあたるものであり、かつ生活利益の毀損による損害は、本件原発事故と相当因果関係の範囲にある損害と評価されるべきものである。

原告らによる被ばく回避措置とそれに伴う生活上の利益の毀損については、原告準備書面（被害事実１）の第４に総論的に整理し、同準備書面の第５以下、及び同（被害事実３）、同（被害事実５）において、原告本人尋問の結果を踏まえて整理をしているところである。

⑷　避難による被ばく回避に伴う損害

政府による避難指示等対象区域外から放射線被ばくによる健康影響の恐怖に基づき被ばく回避のための究極的な方法である避難という方法を選択する住民も多数に上っている。

避難を行うことは従前の生活条件から遮断され、従来享受してきた「生存と人格形成の基盤」の上での日常的な「幸福追求の自己実現」の機会を喪失する

という多大な不利益を必然的に伴うものである。こうした被ばく回避措置を多数の住民が選択せざるを得なかったということは、放射線被ばくによる健康影響に対して恐怖を感じることが特殊な現象ではなく、一般通常人の放射線被ばくについてのリスク認知の特性に基づいて広く認められるものであることを示すものである。

よって、避難に伴う損害も相当因果関係の範囲にある損害と評価されるべきものである。

⑸　被ばく回避措置に伴う生活利益の毀損による損害について相当因果関係が認められるべきこと

原告らは、原告本人尋問を通じて、尋問対象となった各原告の被った日常の包括的な生活利益の毀損について個別に立証して、それを主張上も整理したことは前述のとおりである。

これらの各原告の被った日常の包括的生活利益の毀損は、ひとり本人尋問の対象となった原告らにおいてのみ認められるものではなく、本訴原告らの居住地の住民に広く共通して認められる事実である。

原告らは、原告準備書面（被害総論２０）において、広く地域の住民に共通して認められる包括的な生活利益の毀損の実態を明らかにするために、住民の多様な生活上の局面において生じている生活利益の毀損及びその背景事情としての社会的事実について各種行政機関等が行っている調査結果等に基づいて、立証上の補充を行うものである。

３　因果関係の相当性の判断枠組みと考慮すべき要素

⑴　総論

上記のように、本件訴訟における原告らの請求（特に慰謝料請求）を判断する際の真の争点は、本件原発事故の惹起とこれに伴う放射性物質の地域環境汚染という「加害行為」と、この加害行為によって、自ら望まない被ばく、しかも何らの有益性も伴わない追加被ばくを余儀なくされた人が、被ばくに

よって将来想定されうるところの自己及び家族等への健康影響をできる限り避けるために、避難を含む被ばく回避措置をとらざるを得ず、こうした被ばく回避措置をとることによって、結果として、本件原発事故前は当然に享受できていた様々な生活上の利益を毀損されたという「法益侵害」ないし「損害」との間の因果関係の「相当性」にあると言える。

そこで、以下、今まで述べてきた内容を踏まえつつ、因果関係の「相当性」を判断するにあたっての判断枠組みと、その中において考慮されるべき要素を整理して述べる。

⑵ 因果関係の「相当性」判断の枠組み

一般に、民事上の損害賠償に関して因果関係の相当性が問題になる場合、その相当性は、原因行為により、当該結果が発生することが、社会通念上相当と言えるかにより判断される。そして、社会通念上の相当性については、①原因行為によって、経験則に基づき通常、当該損害（通常損害）が発生すると言えるか（民法４１６条１項の通常損害）、ないし、②特別な事情が介在して生じる損害ではあるが、損害の発生を予見しうる場合か（同条２項の特別の事情による損害）によって判断されることとなる。

本件においては、原告らが、本件原発事故により、たとえ低線量であっても、人体にとって有害な放射線被ばくを余儀なくされる状況に置かれた以上、これによって将来想定されうる重大な健康影響を避けようとして、避難を含む種々の被ばく回避措置をとり、そのことによって、事故前には当たり前に享受できていた種々の包括的生活利益の毀損、損害が生じたことは、これまでにも主張してきたとおりであり、こうした因果経過自体は、社会通念上も通常のことと言える。それとともに、ひとたび原子力発電所で深刻な事故が起こり、発電所外に大量の放射性物質が放出されれば、極めて多数の人に甚大かつ深刻な社会生活上の利益毀損（その最たるものが死亡である）を与えることになることは、過去の原発事故、例えばアメリカで発生したスリーマイル島原発事故や、旧ソ

連で発生したチェルノブイリ原発事故などを見ても明らかであって、原告らの各種損害については、少なくとも抽象的には予見可能性があったと言える。こうした点から見て、少なくとも、何らかの被ばく回避行動をとることそれ自体については、一般通常人から見て合理性を有することは明らかであると言える。

したがって、問題は、どの程度の被ばく回避措置をとることが社会通念上相当と言えるかという点に収斂されることとなる。

この点について判断するにあたり、考慮されるべき要素を以下に述べる。

⑶　因果関係の「相当性」判断において考慮されるべき諸要素

ア　客観的な被ばくの程度（地域汚染の程度）とそれによる健康影響リスクについての科学的知見

原告らは、客観的な被ばくの程度（地域汚染の程度）と、それによる健康影響リスクについての科学的知見が、因果関係の相当性判断にあたっての有力な考慮要素であることを否定するものではない。しかし、被告らの主張は、こうした「科学的知見」のみによって相当性を機械的に判断しようというに等しいものである。すでに述べたように、相当因果関係における「相当性」判断は、現に発生した損害結果を、社会通念に照らし、原因行為に帰責することができるかという規範的判断である。そうである以上、その相当性は、単に自然科学的な因果関係の存否のみによって判断されるものではなく、様々な事情（評価根拠事実）を総合的に考慮して判断されるべきものである。被告らの主張は、因果関係の相当性にあたって本来考慮されるべき重要な事情（心理メカニズムや種々の社会的事実）を、相当性判断の枠組みから意図的に脱落させようという意図を持ったものであり、極めて不当であると言わざるを得ない。

なおかつ、被告らがあたかも「確立した科学的知見」であるかのように主張する知見についても、不確かさを伴うものであり、科学界でも有力な異論が存在するものである。客観的な被ばくの程度については、様々な形で測定

や調査が行われているものの、本格的な測定（例えば空間線量の測定、ガラスバッジによる外部被ばく量測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定など）は、本件原発事故が生じて相当程度の期間が経過してから行われるようになったものであり、個々人の実際の被ばく量を実測することができず、累積被ばく量については、推計計算するしかないのが現実である（福島県が行っている県民健康調査においても、成人については、原発事故後の生活状況を申告させてこれによって被ばく量を推定する方式がとられている）。また、低線量被ばくの健康影響リスクについても、被告らが引用するＩＣＲＰ等の見解以外にも様々な科学的見解があり、かつ、近年の知見によれば、これまで疫学統計調査の限界とされてきた低線量域でも、被ばく量に応じて健康リスクが増大することについての知見が得られていることなどは、これまでも縷々述べてきたとおりである。こうしたことからすれば、客観的な被ばくの程度（地域汚染の程度）と、それによる健康影響リスクについての科学的知見は、相当性判断の考慮要素の一つではあるが、それのみによって相当性を判断することができないことは明らかである。

イ　将来の健康影響発現をおそれる心理的メカニズムの存在

上記のように、原告らの主張する包括的利益の毀損は、被ばくによる将来的な健康影響の発現をおそれて、種々の被ばく回避措置をとったことによって生じたものである。そうである以上、被ばく回避措置をとったことが社会通念上相当と判断されるかについては、単に科学的知見のみによるものではなく、一般通常人が同じ状況に置かれた場合に、どのように感じ、どのように行動するかということを想定して判断する必要がある。

本件訴訟においては、リスク認知心理学の日本における第一人者である中谷内証人が、こと原発事故に関しては、一般人が健康影響等を強くおそれる傾向があること、そして、それは人の心理メカニズムを考えれば当然であることを証言しているが、こうした心理学的知見は、健康リスクに関する医学

的科学的知見と同様に、相当性判断の重要な考慮要素となるものである。

ウ　原告らと同様の被ばく回避措置をとった住民が多数存在すること

本件訴訟においては、代表原告３５名の本人尋問のほか、チェック方式陳述書等を含めて、原告らがとった被ばく回避措置やこれによる包括的生活利益の毀損などを立証してきた。

政府による避難等指示区域外からの避難者（いわゆる「自主的避難者」）については、福島県からの避難者だけでも万単位での避難者が存在することが、福島県等から公表されている。また、本件において、福島県中通り９市町村の母子について、原発事故後の生活変化に関するアンケート調査を継続的に実施している社会学者の成証人が証言しているが、成証言からも、原告らと同様に生活変化（包括的生活利益の毀損）を来している住民が多数存在することは明らかである。これに、中谷内証人が証言した心理メカニズムをあわせて考えれば、たとえ政府による避難等指示区域の外であっても、避難を含む被ばく回避措置をとったことについては、社会通念上相当性があることが容易に是認できる。

エ　避難等対象区域外（年間２０mSv を下回る地域）でも、汚染対処特措法による除染が行われ、原子力損害と同じ枠組みで被告東京電力が費用負担を行っていること

この点については、本書面でもすでに触れ、かつ、別途準備書面（被害総論１９）で詳細に論じているが、仮に、「年間２０ミリシーベルトを下回る被ばく量であれば、法的権利侵害はない」という被告東京電力の主張が真実であるとすれば、除染措置と被告東京電力の費用負担は、何ら根拠がないものとなる。公的に除染という「被ばく回避措置」が行われ、これについて、原子力損害と同じ枠組みで被告東京電力が費用負担を行っていることは、特に政府による避難等指示区域外においても、無視し得ない被害事実が広く存在していることを示すものであって、因果関係の相当性を判断するにあたっても重要な考慮要素

として考慮される必要がある。

オ　広範な地域汚染により、飲食物の摂取制限など様々な社会的影響の広がりがあること

この点については、原告らの別途提出する準備書面（被害総論２０）において、詳しく述べ、かつ立証するが、原告らの本件原発事故時の居住地である福島県及びその周辺地域においては、放射性物質汚染の広がりによって、水道水の摂取制限、農作物・漁獲物の出荷・摂取制限、子どもたちの屋外活動制限や学校教育・保育への影響など、様々な社会的悪影響が広範に生じており、これらの社会的影響の広がりと深刻さは、各種の公的データやアンケート調査などにも現れている。これらの事実は、それ自体、本件原発事故の被害の広がりと深刻さを示すものであるとともに、原告らを含む住民が被ばく回避措置をとらざるを得なかった社会的背景事実をなすものである。こうした社会的影響につても、因果関係の相当性を判断する要素として、適切に考慮されるべきである。

カ　本件原発事故惹起について被告らに有責性（悪質性）があり、他方で原告らには何らの帰責性もないにもかかわらず、原告らは望まない被ばく、社会的有益性のない被ばくを余儀なくされていること（被害の非対称性、非互換性）

本件原発事故に関する被告らの過失責任（有責性、悪質性）は、本件訴訟において、これまで重要な争点と位置づけられ、原告らは精力的に主張立証を行ってきたところであって、被告らに過失責任があることは明らかである。他方で、本件原発事故について、原告らにはまったく帰責性はない。にもかかわらず、原告らは、本件原発事故によって、全く望んでいない被ばく、そして何らの社会的有益性も伴わない被ばくを余儀なくされている。

例えば一般の交通事故（交通事故については、ある特定の人が、あるときは加害者となり、別のときは被害者となりうる）とは異なり、原発事故による被害は、立場の互換性がなく、非対称に、何らの責任もない一般市民である多数被害者に、理不尽に押しつけられるものである。

こうした事情は、因果関係の相当性を判断するにあたっても、適切に考慮される必要がある。

⑷　小括

上記のように、本件においては、本件原発事故という原因と、被害者である原告らのとった被ばく回避行動とそれに伴う各種の生活利益の毀損という結果との間の因果関係の「相当性」こそが、損害論の真の争点であると言える。相当性判断の枠組みと、その枠組みの中で考慮されるべき諸要素については、上に述べたとおりである。これらの点については、これまでの原告らの主張立証によっても明らかにしてきたところであるが、汚染対処特措法に基づく除染、あるいは種々の社会的影響の事実については、別途準備書面（被害総論１９、２０）と書証を提出してさらに主張立証する。裁判官におかれては、本書面で述べた因果関係の相当性の枠組み及び判断要素を念頭に置いて、これらの主張立証に向き合われたい。

第４　被告東京電力準備書面（２２）及び同（２３）に対する反論

１　被告東京電力準備書面（２２）に対する反論

⑴　被告東京電力の主張の要旨

被告東京電力の準備書面（２２）は、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（ＵＮＳＣＥＡＲ）の２０１３年福島報告書及び同２０１５年報告書が本件原発事故の放射線影響の評価を行い、福島県を含む住民の本件事故による被ばくの程度は年間２０ミリシーベルトを大きく下回るとしているなどとし、また、本件事故後に食品の出荷摂取等の規制が講じられており内部被ばくも少ないなどとして、政府による避難指示等対象区域外に居住していた原告らについては、原賠審の指針等による賠償額を超える部分については、本件事故との相当因果関係が認められないなどと主張する。

⑵　被告東京電力による論点のすり替え

しかし、この被告東京電力の主張は、本準備書面において述べたところからも分かるように、本件訴訟上の請求の要件事実や被害実態を正しく見ず、本件訴訟の被害論の真の争点から目をそらそうとするものである。

本件において原告らが「法益侵害」として主張しているのは、低線量被ばくによるがん死亡等の具体的健康影響の発生でもなければ、将来の健康リスクの高まりでもない。たとえ低線量であっても被ばくを余儀なくされるという状況におかれた人が、被ばくによって将来想定されうるところの自己及び家族等への健康影響をできる限り避けるために、避難を含む被ばく回避措置をとらざるを得ず、こうした被ばく回避措置をとることによって、結果として、本件原発事故前は当然に享受できていた様々な生活上の利益を毀損されたという事実を「包括的生活利益の侵害としての人格権侵害」という法益侵害として主張しているのである。

かかる請求を前提とすれば、本件で問題となっている相当因果関係（因果経過の相当性）は、被ばくとこれによる健康影響そのものとの間の因果経過の相当性ではない。被ばくを余儀なくされた人が健康リスクを回避するために各種の被ばく回避措置をとり、そのために様々な生活利益の毀損が生じたという「結果」を、被告らの過失による原子力発電所からの放射性物質の放出とこれによる地域汚染という「原因行為」に帰責できるかという点が問題となっているのであるから、仮に、自然科学的に見れば被ばくによる健康リスクが現実化する確率が大きくないとしても、一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的判断であると言える（少なくとも不合理とは言えない）場合には、帰責が認められる（相当因果関係が認められる）という関係に立つことは明らかである。そして、「一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的判断であると言える」か否かを判断するにあたっては、前述したように，中谷内証人が証言したところの一般人の認

知システム（心理メカニズム）やその他の社会的事情が十分に考慮されるべきなのである。

被告東京電力の主張は、①ＩＣＲＰやＵＮＳＣＥＡＲの報告書などの「科学的知見」をそのまま法的因果関係論（法的評価）にすり替え、健康影響のリスクが小さいので被害はないと主張することにより、被ばく回避措置による生活利益の侵害を、事実上健康影響リスクの問題にすり替えようとするものであり，因果関係の相当性を判断するための諸事情から目をそらそうとするものである。また，②健康影響リスクの問題についても、ＩＣＲＰやＵＮＳＣＥＡＲの見解は、社会的な放射線防護対策の策定（ＩＣＲＰの各種勧告等）やその前提となる科学的知見の提供（ＵＮＳＣＥＡＲの福島報告書）を目的とするものであって、被ばくを余儀なくされた各個人の健康影響リスクやそれに対する評価の基準を提供することを目的とするものではないところ、それらがあたかもそのまま法的因果関係の評価の基準となるものであるかのようにすり替えて主張するものであって、二重三重の論点のすり替えを含むものである。

⑶　ＵＮＳＣＥＡＲの福島報告書に対しては、科学者からも批判があること

また､被告東京電力が根拠とするＵＮＳＣＥＡＲの福島報告書に対しては、科学者からも批判がある。

その一例を挙げれば、世界保健機関（WHO）欧州環境健康センターで放射線公衆衛生地域顧問を務めるなど、放射線の健康影響についての研究者であり、現在は東フィンランド大学クオピオ校で教鞭をとっているキース・ベーヴァーストック氏の批判がある（「福島原発事故に関する『ＵＮＳＣＥＡＲ２０１３年報告書』に対する批判的検証」、岩波書店「科学」２０１４年１１月号、甲Ｃ１２１）。

同氏の論文には、ＵＮＳＣＥＡＲの委員構成の偏りなどの「偏向」を指摘する部分も含まれるが、それらを捨象して、純粋に科学的知見という点から

の批判の部分だけを見ても、①ＵＮＳＣＥＡＲが本件原発事故による線量評価推計の根拠とした資料には、事故直後の数日間の被ばく量のデータが含まれていないなど、線量推計の信頼性が非常に低いこと（甲Ｃ１２１の１１７７頁）、②内部被ばくの測定のために行われたホールボディカウンター（ＮＢＣ）による実測も、事故から７～２０か月後に行われたものであり、放射性物質の半減期を考慮すれば、事故直後の内部被ばくの被ばく線量を示すものではないこと（同１１７８頁）、③そもそも線量評価推計の基礎となる放射性物質の放出量についても、低い推計結果が用いられていること（同１１７８頁）、④被ばくした集団の平均線量だけが示されており、被ばく量の少ない大勢の人々が集団全体の平均を引き下げている（ヘリウムバルーン効果）の可能性があることなどを指摘し、ＵＮＳＣＥＡＲの被ばく線量推計には、不確かさがあることを指摘している。この点については、ＵＮＳＣＥＡＲの２０１３年報告書自体も、地表に付着した放射線核種の測定値、時間の経過に伴う放射線核種の放出率の推移と放出時の気象情報についての知見、大気中の粒子状及びガス状Ｉ－１３１（注：ヨウ素１３１。物理学的半減期は７～８日）の組成などの諸点を挙げて、被ばく線量評価は、不十分な知識と情報に基づいて一定の仮定を前提として行われたものであり、不確かさがあることを記載している（報告書日本語版３５～３６頁）。また、ＵＮＳＣＥＡＲ２０１３年報告書は、かかる被ばく線量推計を基礎として、その健康影響リスクについて「より長期的な疾患リスクは、既存のリスクモデルにもとづいて理論的に推論することができるが、実際には被ばく集団の大きさが限定されており、かつ被ばく線量が低いという複合的な理由から、疾患発生率の上昇が現在利用可能な方法を用いた将来の疾患統計で観察されることは考えにくい。すなわち、影響は、基準リスクとその不確かさに対して相対的に小さい」（同報告書日本語版５８頁等）としていることについても、「自然放射線や診断用放射線などによる少量の被ばくは、以前は、それによるリス

クの増分が小さすぎて識別できないと考えられてきたが、その後、それは無限小ではなく、また測定可能であることが示された」「（疾患発生率の上昇が疾患統計で観察されることは考えにくいという点について）個人から見た場合、こう言われても少しも慰めにはならない。自分のｘ％のリスクが、同様のリスクを持つ集団が小さすぎるから認めてもらえないというのなら、では影響を受ける人数が増えれば個人リスクレベルでのｘ％は認めてもらえるのかということになるからである。こんな主張に合理性があるはずはない。さらに言えば、コンピュータ断層撮影（ＣＴ）が広く普及する以前は、診断用放射線放射のリスクは（妊婦を除いて）測定不可能とされてきたが、公的諮問機関の勧告は、従来から現在まで一貫して、診断用放射線被ばくは最小限に抑えるべきというものである」などと批判している。

被告東京電力は、ＵＮＳＣＥＡＲ報告書について「専門的見地から科学的評価を行うことをその役割とするＵＮＳＣＥＡＲにおいて、８０名を超える国際的科学者が、２年以上をかけて、さらにはその後の追跡調査等を含めると４年以上をかけて実施した評価」であるなどとして、これを無批判に自らの主張の前提としているが、このような批判の存在から見ても、これらの見解が、確立した科学的知見とは到底言えないことは明らかであり、さらに、このような「科学的知見」のみによって、被ばくを余儀なくされた個人の被ばく回避措置（被ばく回避措置行動）の合理性を判断することは、著しく相当性を欠くものであると言わざるを得ない。

２　被告東京電力準備書面（２３）に対する反論

⑴　被告東京電力の主張の要旨

被告東京電力は、準備書面（２３）において、本件原発事故による住民の精神的損害の賠償を求めた事例の裁判例を引用し、これらが重要な先例であるなどとして「被告東京電力の本件訴訟での主張が裁判上も十分に合理性がある」と主張する。

⑵　被告東京電力が引用する裁判例

被告東京電力が同準備書面で引用した裁判例は、事案が重複するもの（同一事案での控訴審・上告審等）を除けば、福島県南相馬市原町区に在住していた原告の事案（旧緊急時避難準備区域）、福島県いわき市に在住していた原告の事案（自主的避難等対象区域）、東京都に在住していた原告の事案（区域外。ただし、練馬区在住原告と渋谷区在住原告の２事案）である。

原告らとしては、これらの裁判例の存在を否定するものではないが、訴訟における判決は、当然ながら、各事案における個別当事者の主張立証を前提とし、これに基づいて示されるものであるから、先行する裁判例が本件訴訟においても先例的価値を有するものかは、それぞれの事案における主張立証を踏まえて判断される必要がある。

⑶　被告東京電力が引用する裁判例は、本件訴訟において先例的価値を有するものではないこと

まず、被告東京電力が引用する裁判例は、いずれも、原子力損害賠償法（原賠法）に基づく請求である。すなわち、本件原発事故及び事故による放射性物質被ばくのリスクにさらされた住民らが、これにより蒙った精神的苦痛を原賠法にいう「原子力損害」として、被告東京電力に請求した事案であるという共通性がある。しかし、原賠法による賠償請求については、原子力事業者に過失があるか否かは問題とされない（無過失責任）ため、これら先行裁判例においては、被告東京電力の過失についての主張立証はなされていないと考えられる。本件訴訟において、原告らは、被告東京電力に対し、主位的には民法７０９条、予備的に原賠法に基づいて精神的苦痛の賠償請求を行っているところであり、かつ、本件訴訟の審理においては、御庁自身、被告東京電力の過失の有無及びその程度は、加害行為の悪質性を示すものであり、慰謝料の評価要素となるとする判断をしている。この判断に基づいて、本件訴訟においては、これまで約３年間にわたり被告らの責任についての主張立証が行われてきたものである。

こうした点で、被告東京電力が引用する先行裁判例は、本件において必ずしも先例的価値を持たない。

さらに、先行する裁判例の多くは、各事案の原告らの居住地における空間線量、それに相応する放射線被ばくの健康影響についての科学的知見を示し、これらを前提として「生命、身体等に対し直ちに具体的な危険を及ぼす状況には必ずしもな」かったとして「（原告らの）不安は合理性を有するものとは言えない」などと結論している。

しかし、これは、争点設定が適切になされていなかったものというべきである。

すなわち、本件において原告らが「法益侵害」として主張しているのは、低線量被ばくによるがん死亡等の具体的健康影響の発生でもなければ、将来の健康リスクの高まりでもない。たとえ低線量であっても被ばくを余儀なくされるという状況におかれた人が、被ばくによって将来想定されうるところの自己及び家族等への健康影響をできる限り避けるために、避難を含む被ばく回避措置をとらざるを得ず、こうした被ばく回避措置をとることによって、結果として、本件原発事故前は当然に享受できていた様々な生活上の利益を毀損されたという事実を「包括的生活利益の侵害としての人格権侵害」という法益侵害として主張しているのである。その意味で、本件においては、「被ばくを余儀なくされるような状況がなければ、各人が被ばく回避措置をとる必要はなく、被ばく回避措置をとったことの結果としての各種の生活上の利益の毀損という結果は生じなかった」という意味で、被ばくを余儀なくされる状況と各種の生活上の利益の毀損という結果の間の因果関係（条件関係）が存在することは、原告らのこれまでの主張立証からしても明らかである。そうであるならば、本件で問題にされるべきは、原因と結果との間に存在する因果関係（因果経過）の「相当性」に他ならない。つまり、被ばくを余儀なくされた人が健康リスクを回避するために各種の被ばく回避措置をとり、そのために様々な生活利益の毀

損が生じたという「結果」を、被告らの過失による原子力発電所からの放射性物質の放出とこれによる地域汚染という「原因行為」に帰責できるかという点が問題となっているのであるから、仮に、自然科学的に見れば被ばくによる健康リスクが現実化する確率が大きくないとしても、一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的判断であると言える（少なくとも不合理とは言えない）場合には、帰責が認められる（相当因果関係が認められる）という関係に立つことは明らかである。そして、「一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的判断であると言える」か否かを判断するにあたっては、前述したように、中谷内証人が証言したところの一般人の認知システム（心理メカニズム）が十分に考慮されるべきなのである。

被告東京電力が引用する裁判例においては、本件原発事故による被害の特質を十分に考慮しないまま、上記のような争点設定及びこれに基づく主張立証が十分になされていなかったものと考えられる。

しかし、本件訴訟においては、原告らは、上記のように、本件原発事故による被害の特質に鑑み、適切な争点を設定するとともに、代表原告の本人尋問、多数原告のチェック方式陳述書、浜通り中通りにおける被害地の検証、被害実態についての社会学的調査の結果と当該調査を行った社会学専門家証人（成証人）の尋問、健康リスクにさらされた被害者らが被ばく回避措置をとった背景にある一般通常人のリスク認知について心理学専門家証人（中谷内証人）の尋問、さらには、住民の多様な生活上の局面において生じている生活利益の毀損及びその背景事情としての社会的事実について各種行政機関等が行っている調査結果等、重層的かつ立体的に、被害実態およびその被害の生じた原因についての主張立証を尽くしている。

したがって、この点においても、被告東京電力が引用する裁判例は、いずれも、本件訴訟においては先例的価値を持つものではない。

結び

原告らは、本書面において、原告らの本訴請求に関し、損害賠償の要件事実に即して、主として本件原発事故と原告らの損害との間の相当因果関係について整理し、真の争点がどこにあるかを明らかにし、これを踏まえ、被告らの被害に関する主張が、因果関係の相当性判断のために考慮されるべき様々な事情から意図的に目をそらそうとするものであり、極めて不当なものであることを明らかにした。

御庁は、被害地の検証を行うに際し、本訴訟が本件原発事故に基づく賠償請求事案についてのリーディングケースとなりうるものであると表明した。御庁が本件原発事故の特質と被害実態を十分に把握し、適切に争点を整理し、リーディングケースにふさわしい歴史の審判に耐えうる判断を示されることを切望する。

以上